

尾張旭市議会各派代表者会規約

(令和元年7月4日各派代表者会確認)

(目的)

第1条 この規約は、尾張旭市議会の会派及び各派代表者会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会派の定義)

第2条 議員は、政策等を同じくする2人以上をもって会派を結成することができる。

2 所属議員が3人以上の会派を交渉会派とし、一般質問において代表質問を行うことができる。

(会派の届出等)

第3条 議員が会派を結成したときは、会派結成届に必要な事項を記入し、議長に文書をもって届け出るものとする。ただし、一般選挙後最初の会派結成届については、議会事務局長に提出するものとする。

2 議長は、届け出られた内容を精査し、承認する。ただし、一般選挙後最初の会派結成届については、各派代表者会で承認する。

3 議長は、届け出内容について疑義がある場合、各派代表者会で協議することができる。

4 第1項により届け出た事項について変更が生じたときは、会派異動届に必要な事項を記入し、議長に届け出るものとする。

5 会派を解散したときは、会派解散届に必要な事項を記入し、議長に届け出るものとする。

(呼称の使用)

第4条 会派に属さない議員は、議会活動においてその政治理念を表現するものとしての呼称を使用しようとするときは、あらかじめ、議長に対し、呼称使用届を提出しなければならない。当該呼称を変更する場合又は当該呼称の使用を取りやめる場合も、同様とする。

2 前項に規定する呼称は、その議員の属する公党名に限るものとする。

(各派代表者会)

第5条 各会派間の意見の調整、連絡及び協議等をするため各派代表者会（以下「代表者会」という。）を置く。

(構成)

第6条 代表者会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 議長及び副議長
- (2) 会派の代表者（以下「代表者」という。）

（会議）

第7条 代表者会の会議（以下「会議」という。）は、議長が招集する。

- 2 会議に座長を置き、議長を充てるものとする。
- 3 代表者が欠席する場合は、当該会派に所属する議員の中から代理の者を出席させることができる。
- 4 会議は、公開しない。
- 5 一般選挙後最初の会議の座長は、前議長、前副議長、年長者の順で該当者が座長を務めるものとする。

（協議事項等）

第8条 会議の協議事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 会派に関する事。
- (2) 人事に関する事。
- (3) 各種委員等の選出に関する事。
- (4) 議員の研修会に関する事。
- (5) 市議会の弔慰及び見舞に関する事。
- (6) 政務活動費の用途及び運用に関する申し合わせに関する事。
- (7) 議員互助会に関する事。
- (8) 議会運営委員会からの依頼に関する事。
- (9) 会派室に関する事。
- (10) その他議長又は代表者会が必要と認めた事。

（会派に属さない議員）

第9条 会派に属さない議員は、オブザーバーとして、会議に出席することができる。

- 2 オブザーバーは、議長から発言を求められた場合、又は議長から発言の許可を得た場合に発言することができる。

（関係者の出席説明）

第10条 議長は、必要があると認めたときは、代表者会の構成員以外の議員又は理事者等の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

（会議結果等の周知等）

第11条 代表者は、会議の結果その他所要の事項（以下「会議結果等」という。）を当該会派に所属する議員に周知するものとする。

2 議員は、会議結果等に係る事項を順守するものとする。

(補足)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、代表者が定める。

附 則

この規約は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年7月4日から施行する。